

## これまでに審査委員より頂いたコメント等に対する回答

令和 4 年 1 月 1 4 日  
原子力規制庁

20 炉 26 燃-10	委員名／所属審査会	黒崎委員／燃安審
審議会	20 炉安審・26 燃安審	
議題	6. IAEA による IRRS フォローアップミッションの報告について	
<p>輸送について、すべての種類の輸送物へ検査を拡大すること、とのことですが、これは、これまでの規制が不十分であったといわれているようにもみてとれます。そうであれば、どの部分が不十分だと言われていて、それに対してどのように対応しようとしているのか、教えていただけると幸いです。また、諸外国の状況についても教えていただきたいです。</p>		

1. IRRS フォローアップでの指摘は、核燃料物質や放射性同位元素（R I）等の輸送物に対する実地検査の対象が、フォローアップ当時、リスクが高い一部の種類の輸送物のみとなっていたことに対して、「等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。」というものです。
2. この趣旨については、フォローアップミッションの中で、「全ての輸送物の確認」とは輸送物の全てについて個別に確認を行うことではなく、そのグレードによって適切な確認を行うことであり、それは、書面の確認にとどまることなく、マニュアルの確認やインタビューを通じて被規制者の手順・体制が確立できているかを確認することによって、輸送物の技術基準が遵守されていることを確認することである、との説明を受けています。
3. 核燃料物質等の輸送物の検査に関しては、令和 2 年 4 月からの新検査制度で、検査対象をこれまでの B 型輸送物等のみから全ての型の輸送物に拡大しています。実際の検査では、グレーデッドアプローチを考慮して検査頻度等の検査計画を策定し、実施することとなります。
4. R I の輸送物の検査に関しては、事業所への立入検査を通じて、既に実地検査の対象となっている 1PBq 超の B 型輸送物を含めた全ての輸送物の種類に応じて、被規制者が技術基準適合を適切に確認する手順・体制を確立できていること及び被規制者が行った技術基準適合確認の記録を確認することにより、原子力規制庁として輸送物の技術基準が遵守されていることを確認することとしました。現在、この確認方法を立入検査ガイドに反映する作業を進めています。
5. なお、諸外国では、全ての輸送物を検査対象としつつ、検査はグレーデッドアプローチを適用して実施していると聞いています。

8 炉基 2 燃基-13	委員名／所属審査会	黒崎委員／燃安審
審議会	8 炉基部会・2 燃基部会	
議題	1. 発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について	
<p>1. 事業者が自主的に安全性の向上のための取り組みを継続して進めることは当たり前のことであって、規制庁への届け出のための取り組みにならないことが重要だと感じた。</p> <p>2. 規制委員会は届け出を確認するというスタンスのことであるが、せっかく事業者が一生懸命まとめたものなので、単に確認するだけではもったいないのではないか。</p> <p>3. 届け出たものは広く社会に公表していくということであったが、あんなにボリュームがあり（21冊、14700ページ）、かつ専門的な言葉で書かれたものを公開しても、単に公開するだけになるのではないか？公開するのであれば、一般の人にご理解いただけるような工夫が必要なのではないか。</p> <p>4. 届け出の中身として、あれほどのボリュームになる理由が正直よくわからなかった。もっとスリム化できないのだろうか。そもそも事業者は自主的に安全性向上に日々取り組んでいるはず（かつ自分たちなりにそれをまとめているはず）なので、それを素直にそのまま報告してもらうというのではだめなのか？</p> <p>5. 事業者より、今回の届け出と別の制度とで重複があるという話があったが、どれくらい重複があるのか知りたいのと、本当に単なる重複であるのであれば、届け出の内容を合理化すべきではないか。</p>		

安全性向上評価は、最新の知見を踏まえつつ、施設の安全性向上に資する設備の設置等の必要な措置を講ずる責務を果たすため、発電用原子炉設置者が安全性向上の取組の実施状況及び有効性について、調査・評価することで、原子力安全の取組の継続的な改善を図ることを目的としています。

安全性向上評価の内容については、実用炉規則で定めており、具体的には、

- ①安全規制によって法令への適合性が確認された範囲
- ②安全性の向上のため自主的に講じた措置
- ③安全性向上のために自主的に講じた措置の調査及び分析
- ④総合的な評定

の4点について評価を実施し、原子力規制委員会に届出を行うとともに、その結果を公表する必要があります。

また、届出書に記載すべき事項や原子力規制委員会による確認方法について、「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド」を定めた上で、実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合をこれまで8回行い、事業者との意見交換を行ってきているところです。

届出書の分量については、これまでに届出された川内、玄海原子力発電所等では、届出書本体で6,000～7,000ページとなり、上記の①が60～80%、②が10%、③が10～20%、④が1%程度となっています。

①の安全規制によって法令への適合性が確認された範囲に係る文書については、コンフィグレーション管理（CM）に係る図書及び防災資料（事業者防災業務計画、設置許可及び設工認申請書に基づく施設の構造等を記載した書類、保安規定の写し、施設の配置図）の2種類の文書と重複があると認識しています。この①の文書の重複に関しては、安全性向上評価届出制度が2012年の原子炉等規制法の改正時に取り入れられる一方、CM図書については、新検査制度の導入に伴い整備されてきているものであることから、重複しているものがあり、今後、改善できる部分があると考えています。

基本部会での御審議、御指摘のコメントを踏まえ、安全性向上評価がその目的を適切に達成できるよう、制度の見直しを含めて検討してまいります。